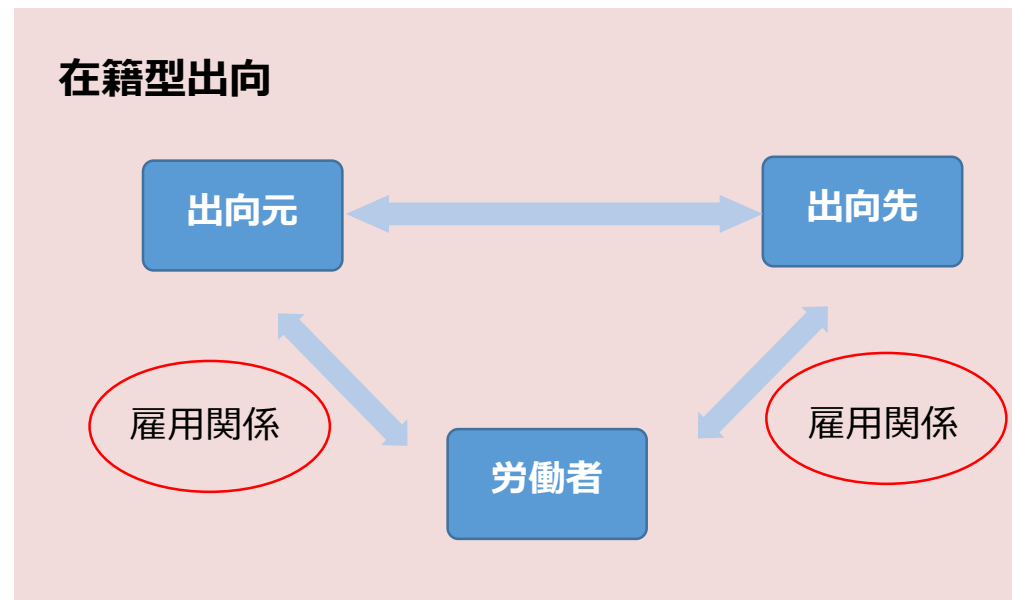


厚生労働省説明資料 (出向支援)

在籍型出向とは

- 在籍型出向**とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務することをいいます。

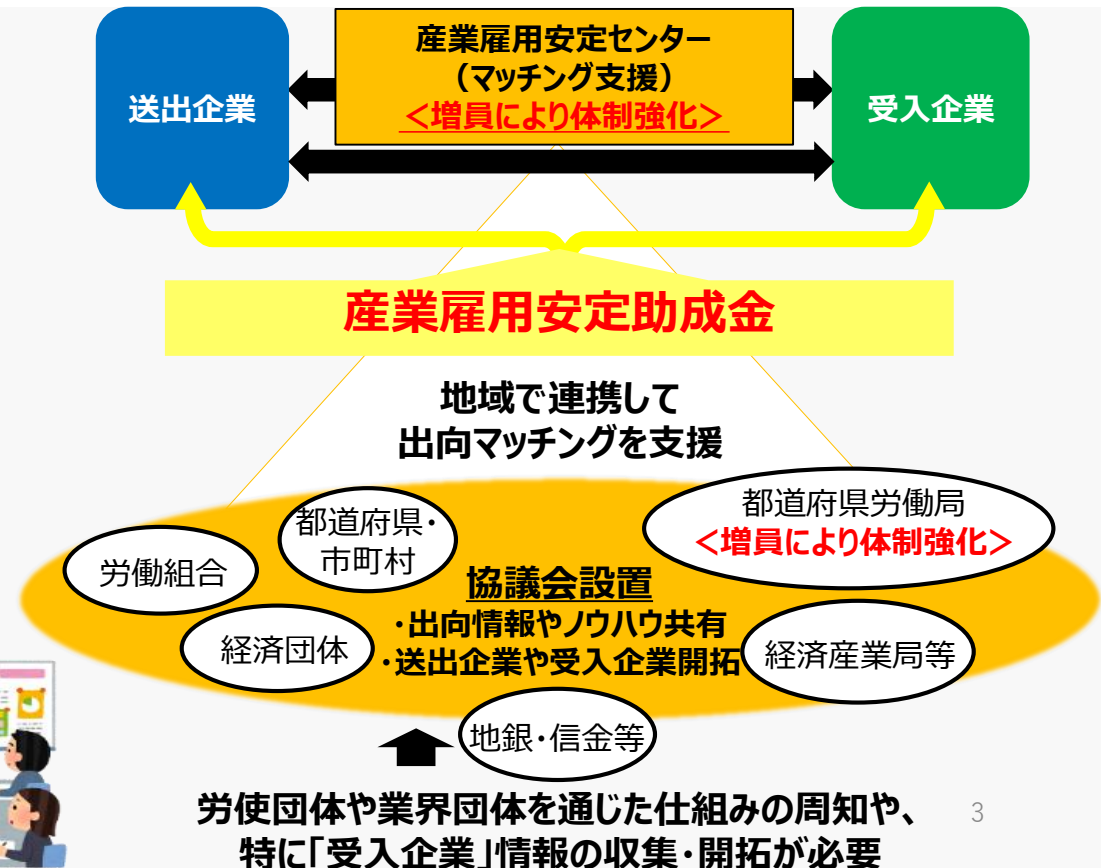


在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- **在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で**在籍型出向により雇用を維持する取り組みを支援**する。

＜対策のポイント＞

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**在籍型出向の情報連携や理解促進**
2. 自治体等が運営する**マッチングサイト**や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



産業雇用安定助成金の創設

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各 5 万円／1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員（案）

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁

(2) 全国協議会開催日程

令和3年2月17日（水）11時～12時（オンライン開催）

(3) 協議事項

- ・ 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- ・ 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- ・ 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

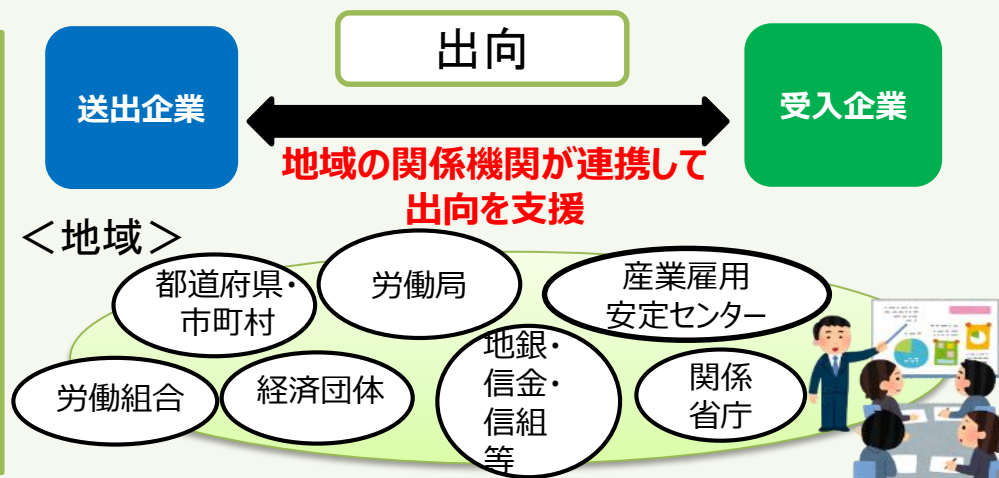
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- ・ 各地域の雇用情勢に関すること
- ・ 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- ・ 各地域における関係機関の連携に関すること
- ・ 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- ・ 各種出向支援策に関すること



在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック

目次

コロナ禍で在籍型出向している企業の具体的な事例が知りたい。 P2

在籍型出向って、どういう働き方？ P4

在籍型出向するには、どう準備が必要？ P6

在籍型出向の場合、給与に関する税務上の留意点や、社会保険・労働保険の取扱いはどうなる？ P16

在籍型出向の支援制度ってある？ P18

在籍型出向について相談できる場所はある？ P23

Q&A P24

○都道府県別産業雇用安定センター事務所一覧 P26
○在籍型出向に対する助成制度（産業雇用安定助成金・雇用調整助成金（出向））に関する主なお問い合わせ先一覧 P27

在籍型出向するには、どう準備が必要？

ポイント
○在籍型出向は、労働者の個別的な同意または就業規則等の社内規程に基づき行う必要があります。
○そして、在籍型出向をするにあたっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向契約の内容や出向期間中の労働条件等を明確にしておくことが重要です。



在籍型出向の支援制度ってある？

ポイント
○支援策については、以下にご案内するもののほか、各地域ごとに自治体等が独自の取組みを行っている場合があります。詳しくは、厚生労働省のホームページでご紹介しています。
厚生労働省HP＞雇用・労働＞雇用＞事業主の方へ＞4. 雇用の維持・創出＞在籍型出向支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jijyunushi/page05_00001.html

産業雇用安定助成金【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

【助成内容等】
労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給（申請手続は出向元企業が行う）。

○出向運営経費
出向元企業および出向先企業が負担する資金、教育訓練および労務管理に関する調査経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率		
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額（一人一日当たり）	12,000円/日（出向元・先の計）	

○出向初期経費
・就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。
・助成額：出向元企業・出向先企業それぞれ10万円/1人当たり（定額）
業種等による加算額はそれぞれ5万円/1人当たり（定額）

雇用調整助成金（出向）【厚生労働省】

雇用調整助成金は、事業主が在籍型出向を行う場合も助成対象としています。

【助成内容】
出向元企業が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率（中小企業2/3、中小企業以外1/2）をかけた額を助成。（詳細はこちら）
イ 出向元企業の出向労働者の賃金に対する負担額
ロ 出向前の通常賃金の1/2の額
※ただし、8,370円×300/365×支給対象期の日数が上限。

在籍型出向支援専用ページの開設

在籍型出向支援策をとりまとめた専用ページを厚生労働省ホームページに開設。在籍型出向の基本から、産業雇用安定助成金、産業雇用安定センターのマッチング支援など、在籍型出向の支援制度、各地域で独自に実施している出向の送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内などを掲載。



(厚生労働省ホームページ)



各地域での出向支援の取組 1

1 千葉県（ちばの魅力ある職場づくり公労使会議）

- 2020年7月、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（※）において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信。
- 2020年8月、経済団体会員企業を対象にアンケート調査を実施したところ、県内企業への周知不足が課題と認識。
- 2021年1月、企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、雇用シェアに関する県内の成功事例や在籍型出向の具体的な手続などを紹介するWEB説明会を開催（オンデマンド配信も実施）。

※構成員：千葉県経営者協会、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、連合千葉、千葉銀行、千葉信用金庫、千葉県知事、千葉労働局長、関東経済産業局、千葉市、千葉県市長会・千葉県町村会、千葉県社会保険労務士会、千葉県税理士会、千葉県産業振興センター（よろず支援拠点）、千葉働き方改革推進支援センター等

各地域での出向支援の取組 2

2 京都府（【短期】雇用シェアリングモデル事業）

経済団体、労働者団体、国・府・京都市の行政に、産業雇用安定センター京都事務所を加えたオール京都で、短期的な雇用シェアを支援するモデル事業として、雇用シェアリング情報サイト、社労士派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポートの提供、個別企業説明会等を実施。

3 福井県（ジョブシェアリング促進事業）

- 2020年10月から、福井県がコロナの影響等を受ける企業の雇用サポートとして「ジョブシェアリング促進事業」を立ち上げ、福井県雇用シェア促進協議会を設置。
- 福井県と産業雇用安定センター福井事務所の間で連携協定を締結。労働力過剰企業および労働力不足企業の需給ニーズ等の企業情報の提供を相互に行い、出向等のマッチングを促進。